

唐招提寺 所蔵 古本令私記断簡補遺

歴史研究室・平城宮跡発掘調査部

唐招提寺宝蔵の天井裏に、二俵の米俵につめて永く保存されてきた写経・版経などの断簡類を、当研究所は一昨年全面的に調査し、これらを写経・版経・印仏・古文書・その他に分類整理した。この際それらに混って、書風等から平安初頭を下らないとみられる軍防・營繕・閑市3令の注釈書（昨年の報告で古本令私記と命名した）や、書写年代が奈良時代に遡るとおもわれる法華経音義などがみつかったので、昨年それを急ぎ紹介したのであるが、その際も断っておいたように、前回の調査は大まかな分類を行なうにとどまっていた。さらに整理がすすめば、同種資料が検出される可能性は充分に予想されたのである。今回一部について、さらに精査した結果、昨年も紹介した音義断簡のほか、令私記断簡2片が新たに発見されたので、概略それを紹介して昨年の報告を補っておきたい。なお整理は未だ完了しておらず、小紙片が多いこともあり、今後さらに精査を加えれば、同種資料がみつかる可能性はある。

2片の断簡は、後掲の釈文のごとくいずれも軍防令に属するものである。昨年報告の3断簡には仮りにA（軍防）・B（營繕・閑市）・C（閑市）の記号を付したが、今次発見のものもそれにつづけて、D・Eとしておこう。各断簡の寸法を掲げるとつきのようになる。

D 1紙 縦 18.5cm 横 8.0cm

E 1紙 9.6cm 3.2cm

D断簡には一部にもとの紙の上端をのこすところがあり、また右端は真直に破れている。これは昨年既報のように、紙背をつかって聖教を書写するために、1紙を2つ折りにして袋縫装に改めた際の折り目であることを示している。D断簡は、軍防令第4条から第7条の字句を含むから、口絵写真で示したように、A断簡の前に直接つながるものと判断される。永年米俵につめられたままで、水をかぶったこともあるらしく、紙の傷みは甚しいから、完全に接続することは不可能であるが、おおよそは口絵写真のごとくになるものとみて誤りない。

E断簡は小紙片であるが、軍防令の第1条・第2条（？）にかかわるものと考えられる。E断簡にも1部もとの紙の上端をとどめるところがある。

したがって、軍防令の3断簡は、E→D→Aの順序に復原でき、これらはもと1紙に書かれたものであったろう。昨年報告した營繕令・閑市令のB・C断簡も、もとは1紙で、両断簡が重なって発見されたのは、紙背をつかう際に袋縫様に改装したままの状況であろうことをのべたが、軍防令の3断簡についても、同様な関係にあることが看取できるのである。したがって、今次米俵中より発見された令私記は、軍防令1紙と營繕令・閑市令1紙の都合2紙分であるとみてよいであろう。

つぎにD・E断簡の内容をみてみよう。両紙片にみえる令文字句を、国史大系本『令義解』の養老軍防令文と照合すればつきのようになる。下に傍縞を施した字句が、令私記断簡

にみえる字句ないし相当字句と判断されるものである。

第1条 凡軍團大毅領一千人，少毅副領，校尉二百人，旅帥一百人，隊正五十人（E）

第4条 凡國司，每年孟冬，簡閱戎具（D）

第6条 凡兵士，人別備糒六斗，鹽二斗，并當火供行戎具等，並貯當色庫（下略）（D）

第7条 凡兵士，每火紺布幕一口，着裏，銅盃小釜，隨得二口，鍼一具，剗碓一具，斧一具，小斧一具，鑿一具，鎌二張，鉗一具，每五十人，火鑽一具，熟艾一斤，手鋸一具，每人弓一張，弓弦袋一口，副弦二條，征箭五十隻，胡籠一具，太刀一口，刀子一枚，礮石一枚，闌帽一枚，飯袋一口，水桶一口，鹽桶一口，脛巾一具，鞋一兩，皆令自備，不可闕少，行軍之日，自盡將去，若上番年，唯將人別戎具，自外不須（A，D）

以上のごとく，D・E断簡の関係条文は，養老軍防令の第1条から第7条にわたっている。なおE断簡の第2行目の「^五□人」は，適當な相当字句は認められないが，あるいは，第2条の「凡兵士各為隊伍（下略）」の「隊伍」に関係するのかもしれない。これにより，A断簡をふくめると，軍防令の関係条文は17条ないし18条になる。

つぎに令文字句の異同についてみると，D断簡には相異する字句が2個所ある。1つは第7条の「莖草」（養老令文の剗碓）であり，いま1つは同条の「行纏」（脛巾）である。

莖草の莖は，集韻に「斬芻」とあるように「まぐさをきる」の意味であり，この令私記も「草切」と注釈している。一方剗碓は，『和名抄』によると「久佐岐利」の和名が付されており，『令義解』の古訓も同様「クサカリ」とあるから，令私記の令文が剗碓のかわりに莖草を用いていることはまちがいない。延喜兵部式や同馬資式には単に剗一字をもって芻を切る具を表わしているが，披蕪は剗と莖が共用されることについて，「按剗，折傷也，剗碓，蓋挫芻具，或借剗為莖，說文，莖，斬芻也，今俗呼押切者之類」とのべている。『和名抄』の著者がいうように，剗碓は唐式の表現であり，唐代の正式な用語であったのであろう。わが養老軍防令の字句に採用されたのもそのためであるが，一方の令私記の莖草は，出

典もさだかではなく，これをもって芻を切る具を表わすのには用語的に難のある字句といえよう。

これに対して，令私記が現存養老令と異なるいま一つの字句である「行纏」（脚絆を意味する）は，『和名抄』が「唐式云，諸府衛士，人別行纏一具，本朝式云，脛巾」と指摘しているように，脛巾がわが国の用字であるのに対して，唐式の用字である。現存養老令文をはじめ日本書紀などわが国の文献には，脛巾・脛裳の文字が使われ，行纏が用いられることはない（天武11年紀，天武朱鳥元年紀）。したがってこの場合は，養老軍防令が唐式を採用せずに簡明な「脛巾」の語をつかったのに対して，今回発見された令私記は

唐式そのままの字句を用いていることになる。

以上D断簡の相異なる字句をとりあげたが、いま軍防令について、前回報告したA断簡の相異なる字句をふくめて掲げるとつぎのようになる。

剣碓（7条）→莖草 脣巾（7条）→行纏 放還（11条）→免上

工於書算（13条）→□文 使（15条）→彼 充（19条）→為

隨事（20条）→節級 配隸（21条）→配頃 呵叱（22条）→譏呵

A, D, E断簡にみえる軍防令文の条数は17条ないし18条と考えられるから、上記のように相異なる字句が9個所8条におよぶ事実は大いに注目されることであり、また両者の字句を比較すると、令私記のそれがやや生硬で適切さを欠くのに対して、現存養老令の字句は、前者の問題のある用字をより平易にし、適確な字句に改めていることが知られるのである。

前年の報告では、今回発見の令私記の令本文について、今日考え得る三つの可能性を併記しておいた。今回の報告によても、そのいずれとも定め難い点はのこるが、いまのべたようなこの令文の字句がもっている傾向を勘案すると、古本令私記の令文は、現存養老令に先行する令文の可能性が考えられるのではなかろうか。事柄はきわめて重要な内容を含むので後日なお検討を加えたいとおもう。

（狩野 久）

古 本 令 私 記

(A)	(D)	(E)
行軍行 之時貯 設當色庫 甲云軍丁調度 火火軍裏 任心（マニ） 孟	行軍行 之時貯 設當色庫 甲云軍丁調度 火火軍裏 任心（マニ） 孟	名領 領副 人
也得 莖草 切胡籤 又翻也 行纏 足纏 布纏 絆等 鞋	也得 莖草 切胡籤 又翻也 行纏 足纏 布纏 絆等 鞋	人 長
去持 之也 人別 每□ 用不計 行程	去持 之也 人別 每□ 用不計 行程	差佐須 立也
乙云不計 往赴 教 但及軍行 之日莫科	乙云不計 往赴 教 但及軍行 之日莫科	也
取載 及石彈別校	取載 及石彈別校	也
免上 放事者 麻名 札者 征伐往征 防往守	免上 放事者 麻名 札者 征伐往征 防往守	也
習弓馬 甲云捕以 軍團主帳 二甲云隨宜一 □文 乙云軍團中取知書	習弓馬 甲云捕以 軍團主帳 二甲云隨宜一 □文 乙云軍團中取知書	也
免國內上番 若无位若位有 彼類者為分番 彼還者 來者等之 父子	免國內上番 若无位若位有 彼類者為分番 彼還者 來者等之 父子	也
不得併遣 戶亦同 其家在京者 亦斟酌存問 凱樂也 旋歸也	不得併遣 戶亦同 其家在京者 亦斟酌存問 凱樂也 旋歸也	也
親自耳云 部領治之 節級科上耳 推罪罪負宿嫌	親自耳云 部領治之 節級科上耳 推罪罪負宿嫌	也